

オケージョナル・ペーパー No.33

フランスのビジネス・レジスター

2012年5月

法政大学

日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー No.33

フランスのビジネス・レジスター

2012年5月

法政大学

日本統計研究所

フランスのビジネス・レジスターについて

森 博美

はじめに

わが国では、戦前期においてもすでに、全数調査と並行して数多くの一部調査が実施されてきた。戦前期に実施された一部調査の中には、定期的な実施されたもの、あるいは十分に理論的に練り上げられた調査計画に基づいて実施された一部調査も含まれる。しかし、これらの調査も、調査そのものの性格としては、実質的には事例調査の域を出るものではなかった。

第二次世界大戦以後、政府統計の在り方に画期的変化をもたらしたのものとして、標本調査法の導入がある。標本調査は、一部調査でありながら母集団概念を介して全体に対する推論を可能にするという意味で、これまでの一部調査とは明らかに一線を画する新たな調査形態によって特徴づけられる。標本調査が社会、経済の様々な分野で、センサスあるいは伝統的な事例調査では果たしえない豊富な統計的認識の材料を提供することによって、その後の政府統計は、センサスと標本調査とをいわば車の両輪とする政府統計の体系化を実現した。特に後者は、センサスでは対応しきれない新たなタイプの統計ニーズ、すなわち、政府による種々の経済政策にとって不可欠な速報統計の供給源として社会的存在意義を確立する。

ところで、母集団を介したセンサスと標本調査の有機的連携は、それまでのセンサスの在り方に対しても反作用を及ぼすことになる。センサスは、構造統計として長期的な構造変化や種々の分布特性情報をそれまで提供してきた。標本調査が一国の統計体系において不可欠の社会的存在となったことに伴い、センサスには、標本調査の存立基盤情報としての母集団の把握という統計体系上の新たな役割が課せられることになる。その結果、センサス実施の準備工程としての調査区の整備や名簿情報の整備は、単にセンサス実施のためだけでなく、標本調査のための標本抽出枠（サンプリングフレーム）の確定にとっての不可欠の要件となる。

このように、その後の標本調査の盛行は、調査の前提としてのフレーム整備という新たな機能をセンサスは獲得することになる。しかし、その逆は必ずしも真ではない。なぜなら、フレーム整備機能はセンサスに固有のあるいはセンサスのみが果たしうる機能では必ずしもないからである。このことは、1960年代末以降の統計の調査環境の悪化の過程で、センサス自身がそれを自覚することになる。

社会経済生活が変容し個人の価値観が多様化する中で、一方では調査客体の物理的把握の困難度が増し、また客体側の調査忌避など調査に対する協力度も次第に低下してきた。統計の調査環境の悪化といわれる現象がそれである。そのような中で調査の回答率は傾向的に低下することになる。調査非回答は一般にランダムにではなく、特定の偏りをもって発生する。その結果、回答標本と非回答標本は異なる特性を持つことになる。回答標本が偏りを持つものである限り、それに基づく推論結果もまた母集団に対して偏りを持ったものとなる。

標本調査だけでなくセンサスもまた調査環境の悪化の打撃から自由ではありえない。母集団を構成する全ての単位の把握を旨とするセンサスにおいても、少なからざる非回答の存在は、客観的存在としての母集団とセンサスによって把握された母集団とを結果的に乖離させることになる。調査環境がより深刻であった欧米諸国が、1970年代以降、センサスに代わってより包括的な補足情報を提供しうる行政情報に母集団把握の新たな可能性を求めたのは、いわば自然のなりゆきで

あった。

この時期から 20 世紀終盤にかけて、海外の政府統計機関は、一斉に行政情報を主情報源としそれを調査等によって補完することで企業や事業所を対象とした母集団整備へと舵を切ることになる。ビジネス・レジスターの構築がそれである。経済規模の大小、行政記録の統計使用に対する法制度の差違、統一識別番号の整備の有無、この種の社会基盤情報の整備に対する公衆の受容度の差違などにより、各国で整備されるビジネス・レジスターは、それぞれの国情を反映した多様なものである。

本稿では、長い歴史を持ち、また SIRENE という制度的にも行政レジスターと一体化された形で独特な登録制度として発展してきたフランスにおけるビジネス・レジスターの特徴について考察してみたい。

1. SIRENE 成立の背景とその展開

フランスでは、人口の統計による把握の歴史は古く、1801 年にすでに第 1 回の近代人口センサスを実施している。これとは対照的に、企業活動の統計的把握は、1861～65 年にかけて実施された工業センサスを除けば、第二次世界大戦直前の時点においてもなお十分とは言えない状態にあった〔① p.7〕。

第二次世界大戦を控えた時期から戦中期にかけて、各国は継戦能力確保のために経済の戦時体制化に取り組む。そこでは、食糧や燃料だけでなく、軍需物資の生産に必要な原材料、中間製品の取引が国家統制の対象となる。

このような中、パリ陥落後に成立したヴィシー政府統治下の 1940 年 8 月に専門組織委員会 (COP) が組織される。フランスのビジネス・レジスターである SIRENE は、1942 年に戦時経済統制を目的として新設された工業・商業事業所登録をその起源としている。なお、この登録の維持管理は、戦時下に組織された雇用主業界団体に委ねられた〔⑭ p.7〕。

戦後、この登録の管理は INSEE に移管され、1948 年以降、工業・商業事業所ファイルとして維持更新されてきた。このファイルは、税務や社会保障関係の行政機関、さらには手工業会議所、商業登記所等への各種申告情報を基に更新されてきた〔① pp.27-28〕。

1960～70 年代にかけて、フランスでは各産業部門に関する産業統計が次第に整備される。その一つの契機となったのが SNA の導入である。国立統計経済研究所 (Institut National de la Statistique et des Études Économiques: INSEE) は、62SNA の策定に資するために各産業部門別に相次いで大規模調査を実施し、制度部門と産業部門別の計数推計に対応可能なデータの収集を行った。また、1963/64 年には INSEE と工業省は協議のもとに「工業統計の指導原則」を制定し、新たな工業統計調査の体系的導入を図った。それは、他の情報源との有機的関連を意識して基礎的データを企業から年次ベースで収集するというものであった。企業年次調査 (Enquête Annuelle d'Entreprises: EAE) と呼ばれるこの調査は 1966～68 年にいくつかの部門で試験的に実施され、1971 年には全工業部門を網羅した初めての調査が行われた。EAE はその後工業部門から工業以外の部門にも拡大され、1972 年には商業が、また運輸業については 1973 年、そしてサービス業は 1984 年以降 EAE の調査対象部門となる〔① p.9〕。

INSEE は、工業・商業事業所ファイルの処理のコンピュータ化を一つの契機として、1969 年にこのファイルから企業・事業所登録⁽¹⁾のための情報システム (le Système Informatique pour le Répertoire des ENTreprises et des Etablissemments: SIRENE) を構築するプロジェクトを立ち上げた。政府による登録整備の布告は 1973 年 3 月 14 日の政令 (décrété) によってなされ、それ

に基づいて法的単位に対して SIRENE 番号が付与された。

SIRENE の構築作業は 1975 年に完了するが、その後 SIRENE は、1986 年には第二世代の SIRENE2 は、また 2005 年には第三世代の SIRENE3 へと拡充され、今日に至っている。

2. 企業登録制度と SIRENE

(1) 企業登録制度

1973 年 3 月 14 日の政令によって地域単位 (local units) は組合 (associates) に対する報告を義務づけられるようになり、この種の組織の一つであった企業手続センター (Centre de Formalités des Entreprises: CFE) が、登録情報の収集において中心的役割を持つことになる [⑭ p.8]。起業家はそれまでは税務当局や地方政府機関、INSEE など様々な機関にそれぞれ手続き書類の提出が必要とされていたが、1981 年からはこれらの機関相互に情報が共有されることになり、CFE が政府の企業登録の one stop service の総合受付窓口機関として法的に認定されることになった。なお、CFE は特定の行政機関に属する組織ではなく、商工会議所 (Chamber of Commerce)、営利事業登録局 (Registrars of commercial courts)、職人会議所 (Chamber of Craftsmanship)、農業会議所 (Chamber of Agriculture)、社会保険事務所 (Organism for collecting social security contributions)、税務署 (Tax center) 等の窓口で全国で約 1,500 か所設置されている。

製造業や卸小売業等からの登録は商工会議所あるいは商工院登録局で受理され、職人や商取引も行う事業者、自営の小売業者については職人会議所が、弁護士や会計士のような自由業は社会保険事務所が、また付加価値税 (VAT) や製造・商業収益の課税 (BIC) などその他の納税義務を持つ事業者については税務署に置かれた CFE がそれぞれ申請受付の窓口となっている [⑯ p.44]。農業部門の事業主からは、その互助組織である (Mutualité Sociale Agricole) 経由で登録情報が SIRENE に提供されるようになった。なお、公的部門に関する登録は、県、地域福祉事務所 (DRASS)、地方教育当局、政府の検査院、国防省がその受付窓口となっている [⑰ p.11]。

登記情報であるため、登録の単位は法的単位 (legal units) である。登録義務を持つ全ての法的単位は、個人営業の法人化といったような法的形態の変更も含め、休・廃業、合併や統合、分離など事業活動の形態に動態的变化が発生した場合、それらに関する報告が義務づけられている。そこでは、Demande de l'aide a la Creation et a la Reprise d'une Entreprise (ACCRE) と呼ばれる統一様式 (様式番号 No13584*02) によって、新規開業、合併や統合、分社化、廃業といった法的単位からの登録 (変更) 申請が受け付けられる。なお、CFE の申請様式には、申請単位を所管する官庁名を記載する欄も設けられている。

フランスでは、登録が受理されて以降でないと、いかなる法的単位も事業活動は許可されない。政府機関等への報告文書だけでなく、例えば、企業が金融機関から資金融資を受ける際にも CFE 登録番号の記載が求められる。このように、事業者の側では CFE の窓口に出向き、登録を行う積極的インセンティブが存在する [⑱ p.2]。

各種の届出様式 (Déclaration) ⁽²⁾ によって登録を受理した CFE は、税務当局、法的機関、社会団体にそれらの登録情報を提供するとともに、それぞれの地域を所管する INSEE の地方事務所に対してネット経由でその報告を行う。INSEE の地方事務所は、毎年 CFE から 140 万の登録に関する報告を受理するが、その報告を受け取った INSEE では、ID 番号 (企業・事業所識別番号) ⁽³⁾ を付与し、さらに産業分類等のコード化を行った上で SIRENE にデータの格納を行う。なお、

INSEE では、CFE から情報の提供を受けてから二活動日以内に企業・事業所識別番号 (SIREN/SIRET) を与えることが義務づけられている。ちなみに、フランスは、本土およびコルシカ島を初めとする周辺の島嶼部が 22 の地域圏 (région) に区分されるが、各地域にそれぞれ INSEE の出先機関 (Direction régionale)⁽⁴⁾ が配置されている。番号付与業務は、これらの機関のうち登録基盤構造統計部 (Registers, Infrastructures and Structural Statistics Department) を持つ 10 カ所が担当している。

(2) 企業・事業所統一識別番号制度の導入

1994 年 2 月 11 日の政令により、フランスの政府機関が企業と連絡を取る場合、固有の企業番号を用いることが義務づけられた。しかし、例えば、かつて商業・サービス登録 (Register of Commerce and Services: RCS) が独自の ID 番号体系を持つなど、1997 年以前には行政機関の中には企業や事業所に対してそれぞれ独自の番号を付与するものも存在した。

このような状況に終止符を打ったのが、1997 年の統一識別番号の導入であった。まず 3 月 16 日の政令により SIRENE 登録番号を統一識別番号とすることが制度化され、さらに 5 月 16 日付けの政令 No.97-497 の施行により、全ての行政機関にその番号の使用が義務づけられることになった。これによって SIRENE の統一識別番号は、税務情報ファイル、各種社会ファイル、貿易登録、商業登録でも共通識別コードとなった。しかし、統一識別番号の導入がこの制度変更によってあらゆる経済分野で一挙に実現できたわけではない。政令の施行後も今日に至るまで依然として農業分野では統一識別番号は使用されていない。

SIRENE が保有する統一識別番号は、企業識別コード (SIREN) と事業所識別コード (SIRET) とからなる。なお、SIREN は 9 桁の数字からなるが、最末尾の 1 桁は入力ミス等の検知に用いるコントロール (チェック) デジット (control (check) digit) であることから、実質的に企業の識別に使用されるのは 8 桁である。一方 SIRET は SIREN の 9 桁にさらに補助識別番号 (Numéro d'Identification Complémentaire: NIC) と呼ばれる 5 桁の事業所コード (同様に末尾の 1 桁はコントロール (チェック) デジット) を追加したものである。従って、フランスの全ての企業は 8 桁の数字、事業所は 12 (=8+4) 桁の数字と 2 つのコントロールデジットによって統一的に識別コードが付与されている。なお、公的部門についての組織登録識別番号はこれらとは別体系となっている。この識別番号は必ず 1 あるいは 2 ではじまり、冒頭の 2 桁は法的形態を示す。また、次の 2 桁は省番号を示す。

原則として全ての統計調査票と行政記録には SIRENE の統一識別番号を記載するようになっている。しかし、上述したように、農林水産省所管の調査にだけは現在でもこの統一識別番号は付与されていない⁽⁵⁾。

自営業に従事する自然人については、自然人の登録ファイル (Répertoire National Informatique des Personnes Physiques: RNIPP) が作られており、識別番号は個人に対して与えられることになっている。従って、同一個人が同時に異なる場所で異なる業種の事業を行っても、これらの事業は当該自然人に係わる同一の識別番号を持つ。なお、この識別番号が当該自然人に対して付与されるものであることから、その番号はその者に帰属し、生涯継続して使用される。このため、その者がある事業を廃業し、数年後に新規事業を開業した場合、事業の業種にかかわらず同じ識別番号が与えられる⁽⁶⁾。ただし、当該番号の保有者である自然人が他の自然人に事業を譲渡したり売却した場合、あるいは自然人が法人格を取得するなどにより法的形態に変更が発生した場合には識別番号は変更される。また、自然人の識別番号は、その者が死亡して 2 年以内にその登録は閉鎖 (識別番号の抹消) されることになっている。

(3)カバレッジ

SIRENE の地域的カバレッジは、フランス本土およびコルシカ島などの周辺の島嶼部に加えて、レユニオン (Réunion)、グアドループ (Guadeloupe)、ギアナ (Guiana)、マルテニーク (Martinique) といった海外の領土に加え、サンピエール島 (Saint Pierre)、ミケロン島 (Miquelon)、マヨット島 (Mayotte) に及ぶ。

1983年2月20日の政令によって、それまで登録義務のなかった非雇用の独立自然人、公法・私法の適用を受ける主体、国や地方のサービス機関及びその出先機関、雇用者を有する職人に対しても新たに登録義務が課せられることになり、ほぼ現行の形になった。なお、企業については、フランス企業だけでなく、外資系企業、さらには域外のフランス系企業が、SIRENE の収録対象として含まれる。

SIRENE の場合、登記情報に基づいていることから、雇用者を持たない単独事業主企業までカバーしている。しかし、医者などの専門職従事者の活動把握においてはなお完全にはカバーできていない。このように一部の業種で把握漏れはないとは言えないものの、SIRENE の場合、過少把握はほとんど問題にならない。むしろ、後述する SIRENE の登録閉鎖の取扱いとの関連で経済活動を事実上停止している法的単位が少なからず含まれる点に問題がある。

経済的な活動実態についての SIRENE の把握単位の現実反映性は企業の規模によって異なる。大規模な法的単位や地域単位についてはほぼ完璧に捉えられているものの、小規模単位については現状確認の点検の密度が相対的に低く、十分にチェックが行き届いているとは言えない。このため、休眠あるいはすでに廃業している単位が活動扱いとなっているなど、SIRENE の登録件数は過大把握の傾向を持つ。

3. 統計単位

SIRENE では、法的単位 (legal unit) と企業 (enterprise) には SIREN 番号が、また地域単位 (local unit) あるいは地域法的単位 (local legal unit) には SIRET 番号が付与されている。

1993年3月15日の EC 規則は企業について、「意思決定についてある程度の自主権を持ち、財貨またはサービスを生産する組織で最小の法的単位の組織体」と定義している。また企業は、資産を保有でき、契約を結び、法的手続きを取ることのできる最低一つの法的単位を含むものでなければならない。SIRENE に登録されている法的単位はしばしば不適切に企業という用語で呼ばれることがある。しかし、法的単位は所有概念であり、他方、企業は支配概念であることから、本来的には異なる。法的単位が企業となるためには、経済的一貫性 (economic consistency) の要件を充足していなければならない。ここで言う経済的一貫性とは、統一的な意思決定の下に財貨あるいはサービスの生産活動を遂行することを意味する。

SIRENE には約 400 万の法的単位が登録され、SIREN 番号が付与されている。上述したように、SIREN 番号は自営業主が営む事業内容を変更しても継続されるが、例えば自営から法人へ法的形態を変更した場合には新たな番号が付与される。なお、例えば、有限会社というカテゴリーに属する企業形態の中で SARL (Société à Responsabilité Limitée) から SA (Société Anonyme) へと変更になった場合には法的形態は不変とみなされ、SIREN 番号は継承される〔⑭ p.11〕。

法的単位は少なくとも一つの地域単位を持つものでなければならない。法的単位がその法的形態の変更に伴い SIREN 番号が変更された場合、それに伴って元の法的単位と関係づけられていた SIRET 番号も変更される〔⑭ p.11〕。

SIRENE がデータベースとして管理している約 400 万の法的単位のうち 100 万以上のケースについては、経済活動単位としての経済的一貫性の要件を充足していない。そのため SIRENE では、これらの単位は、特異単位(*unités singulieres*)として通常の経済単位とは区別されている〔⑭ p.8〕。例えば、合同企業を構成する法的単位は、事実上の企業(*société de fait*)を構成する特異単位として SIRENE に登録され、個々の法的単位に属する地域単位の SIRET 番号が企業識別番号(SIREN)とリンクされている。一方、複合企業の場合、中心的法的単位とそこにスタッフや生産設備といった生産要素の提供を行うだけの付随的法的単位とから構成される。このような複合企業の場合、意思決定を行う中心的法的単位の所在地において、それが持つ地域法的単位識別番号(SIRET)と付随的法的単位の SIRET とが関係づけられる〔⑭ p.12〕。

1993 年 7 月 22 日の EC 規則(1996 年 1 月 1 日施行)は、加盟各国の政府統計機関に対して、企業とともに地域単位についてもビジネス・レジスターへの登録を要請した〔⑭ p.8〕。SIRENE は約 470 万の地域単位を有するが、これらの地域単位についても、法的単位の場合と同様に、経済的一貫性の観点から通常地域単位と特異地域単位とに類別される。このため、保有する土地、設備、従業員等の単なる貸し手として他の地域単位の事業活動に関係している補助的法的単位(*ancillary legal unit*)は、SIRENE では特異地域単位として取り扱われる〔⑭ p.11〕。このうち通常地域単位だけが、EC 規則が規定する統計単位としての地域単位となる。

ところで、SIRENE には地域単位とは別に、生産要素のあり方に注目した地域経済単位(*Établissement Économique: ETEC*)という概念がある。なお、ETEC は E で始まる 9 ケタの文字・数字からなる固有の識別番号を持つ。なお、SIREN や SIRET と同様、最後の桁はコントロールデジットである。

SIRET は事業所の所在地と関係づけて事業活動を捉えている。このため、活動単位が事業の場所を移転させた場合、地域単位の補助的識別番号 NIC と SIRET は変更される。これに対して ETEC は生産要素と産業の種類に注目して経済活動を捉える概念であることから、仮に地域単位の事業活動の場所が変更されても、使用する生産要素と産業の種類が不変である限り、その番号は継承される〔⑭ p.11〕。このように、ETEC は、地域単位の識別において決定的な意味を持つ場所による規定を相対化し、その活動の在り方のみ純化した統計単位概念である。その意味では ETEC は、現在、北欧などいくつかの国でビジネス・レジスターの収録統計単位とされている活動単位(*a kind of activity unit: KAU*)につながるものといえる。

4. SIRENE 登録の二面性とそれに起因する問題

(1) SIRENE 登録の二面性

フランスでは、あらゆる行政機関と企業に対して、申請書類や届出・報告文書への SIRENE 番号(あるいは SIRET 番号)の使用が義務づけられている〔⑭ p.7〕。このことは、法的単位としての登録によるこれらの識別番号の取得が、現実に事業活動を展開して行く際の前提となっていることを意味する。その意味で SIRENE は、統計レジスターであると同時に事業活動を実質的に規制する行政レジスターという側面を併せ持っている。

CFE を窓口として実質的強制力を持つ事業登録制度によって法的単位を把握するという点では、SIRENE の行政レジスターとしての側面が、その把握精度の高さを担保している。しかし他方で、行政による制度的強制という把握精度を保証する SIRENE に特有の論理は、皮肉にも統計レジスターとしての SIRENE の最大の任務である母集団把握という役割に対するチャレンジとしての契機をもた内蔵させている。経済的一貫性の観点からみて明らかに事業活動を中止している

と思われる法的単位の SIRENE 上の取扱いをめぐる問題がそれである。

(2) 事業活動の停止と登録閉鎖

SIRENE に登録された企業、事業所の中には、時間の経過とともに事業活動を休止あるいは停止するものも発生しうる。活動を停止した企業、事業所の中には、法的単位として自発的に文書で登録閉鎖の届け出を行うケースがある。この場合、INSEE は、直ちに SIRENE からその企業識別コードを削除する措置を取る。

一方、法的単位から SIRENE の受付窓口である CFE に対して登録閉鎖の届出が提出されない場合、統計調査に一貫して非回答でしかも存否に関する現状確認によっても活動の事実が確認できないケースもありうる。このような場合、これらの統計単位については、少なくとも統計上は非活動単位として企業あるいは事業所の登録から削除するのが、適切な母集団情報の管理という意味では妥当な措置であると思われる。

しかし、INSEE では、統計調査への度重なる非回答あるいは存否確認によっても活動の実態が確認できない場合にも、登録閉鎖との最終的判定を下すには慎重を期している。なぜなら、現行の SIRENE が統計と行政の二重の側面を持つ登録ファイルであることから、SIRENE による登録閉鎖は、直ちに行政上の存在そのものの否定を意味するからである。事実、INSEE の登録・基盤・構造統計部(Département Répertoires, Infrastructures et Statistiques Structurelles: DRISS)においてインタビューを実施した当時、同部はある事業者との間で訴訟案件⁽⁷⁾を抱えていた。

このような事情から、SIRENE の収録単位の中には、統計上は活動停止とみなすのがむしろ適当と思われるものが少なからず含まれることになる。しかし経済的一貫性の見地から仮に事実上活動を停止している主体であっても、行政レジスターにおいて存続として取り扱われている限り、SIRENE から削除することはできない。このことは、結果的には経済的な活動実態としての母集団と登録上の母集団との乖離をもたらすことになる。このような事情もあり、SIRENE の管理当事機関である INSEE では、この点に関して多少の過大登録は許容している。

このような訴訟リスクを回避するとともに、実態をより正確に反映した母集団情報を維持、管理するために INSEE では、中長期的には統計レジスターを行政レジスターから分離独立させるのが望ましいとしている。しかしそうした場合、行政レジスターとして制度的強制力を背景に容易にしかも精度の高い客観把握情報を入手できるという現在 SIRENE が享受できている便宜を喪失する虞があるという一種のジレンマを INSEE は抱えている。

5. ビジネス・レジスターとしての SIRENE の担当部門

INSEE の企業統計局(Direction des Statistiques d'Entreprises)には3つの部門と一つの室があり、その中の登録・基盤・構造統計部(Département Répertoires, Infrastructures et Statistiques Structurelles: DRISS)が SIRENE の所管部門となっている。INSEE 本部の同部のスタッフ数は約 50 人であり、DRISS 内に 5 つの課が設置されている。この他に INSEE の地方事務所には、約 250 人(各出先機関に約 20 人)の職員が SIRENE 担当として配置されている。これらの職員はいずれもデータの確保、更新などのオペレーション業務従事者であり、彼等は企業や事業所の現状確認(いわゆるプロファイリング)業務には従事してはいない。

DRISS の主要な業務は、各行政機関等からのデータの受け入れならびに SIRENE データの各利用機関への提供、年次ビジネス構造統計、月次ビジネス動態統計の作成である。具体的には、提供されたファイルの管理、フランス産業分類(NAF)による主業(APE)コードの格付け、法

的単位の格付け、企業所有者の住所が変更になった際の地域単位の継続性の有無の確認、企業・地域単位が活動しているか非活動であるかの点検といった一連の業務が含まれる。なお、INSEE では、SIRENE の維持、管理のために組織全体の資源の約 1 割を投入している〔⑭ p.14〕。

6. ビジネス・レジスターの情報源

フランスで企業データについて、行政記録情報の使用を容易にしている二つの事情として、SIRENE が与える統一企業識別番号と企業会計原則(Plan Comptable Général: PCG)に基づく統一様式による経理情報の存在がある。

このうち前者は SIRENE によるデータ統合を実現するためのビジネス・レジスターにおけるいわば基盤的情報に相当するもので、行政記録と調査票情報とに共通の統一企業識別番号を持たせることで、SIRENE というデータベース上で行政記録情報同士あるいは行政記録と調査票情報との統合を、容易にしかも高い精度行うことを可能にする。

以下では、SIRENE 情報の維持、管理に用いられている主要な情報源としての業務報告と調査情報について紹介する。

(1) 行政データ

(i) 収益年次報告(annual income returns)

フランスの税務当局は、収益に関する年次報告を全企業から徴収している。この報告の中には、企業会計原則(PCG)に従って作成された経理情報が含まれる。

この収益年次報告データは税務当局から INSEE へと提供される〔④ p.1〕。INSEE は、大企業ならびに中小企業のうちネットによる税務申告を行っている諸企業の報告データを翌年の 6 月には SIRENE の更新に利用することができる。これら以外の企業についても、10 月には年次の収益データが利用可能である〔⑤ p.2〕。なお、提供されたデータに疑義がある場合には INSEE は、それを企業に直接照会することのできる権限を税務当局から特別に認められている〔⑨ p.3〕。

(ii) 社会保障年次報告(Déclarations Annuelles de Données Sociales: DADS)

DADS は雇用者を有する全ての企業に対して社会保護庁(social protection agency)への報告が義務⁽⁸⁾づけられているものである。この報告の意義は、それが企業の雇用数と賃金情報を持つ点にある。同庁からの報告によって INSEE は、毎年 9 月には雇用数と支払給与額に関する情報を利用することができる〔⑥ p.2〕。INSEE ではこの情報を賃金統計の基礎情報として使用しているほか、申告給与所得の点検にも用いている。

(iii) 税関データ

外国貿易関係のデータは企業から提出される申告書を原資料として、税務当局が通関データとして把握している。前年の通関実績は毎年 7 月には INSEE で利用できる〔⑥ p.2〕。ただし、税務当局から提供されるデータからは、取引額の品目種類別の内訳情報は得られない。このため INSEE では、別途、産業内訳調査を実施しその結果を用いて税務データを産業別に按分することで必要な情報を推計している〔⑤ p.3〕。

(2) 調査データ

(i) 企業年次調査(Enquête Annuelle d'Entreprises: EAE)

欧州統計局(Eurostat)は、EU 加盟各国の政府統計機関に対して、共同体統計(community statistics)として特定の事項について所定の表章方式による結果表の定期的な提供を求めている。その中には、ビジネス・レジスターが保有する情報に基づいて作成される構造統

計表、いわゆるビジネス・レジスター統計も含まれる。

フランスでは、行政機関から政府統計機関 (INSEE) への行政記録情報の提供が完璧に制度化されている⁽⁹⁾。ビジネス・レジスターについても、行政記録情報を主要情報源としてそれを必要な調査票情報によって補完することでその維持、更新が行われている。行政記録情報の提供に際しては、各行政機関で行政情報を把握した後、資料の整理、とりまとめが行われ、政府統計機関との提供協定に記載されたフォーマット形式での提供用ファイルが作成され、提供される。このような作業に一定の時間を要するため、行政における把握時点と INSEE が実際に行政記録情報の提供を受けるまでの間には多少のタイムラグがある。なお、6(1)でもすでに指摘したように、INSEE への行政記録情報の提供は、現行では基本的に年 1 回である。

Eurostat が EU 加盟各国に毎年提出を義務づけているビジネス・レジスター関係の共同体統計の中には、最も早いもので 10 月を提出期限とするものがある。INSEE では、この種の報告資料の作成に既存の税務データだけでは対応することができない⁽¹⁰⁾。統計調査データは翌年初めには利用できることから、翌年上半期は使用できるのは調査データしかない。このため INSEE で独自に調査を実施することによって、必要な情報の取得が行われている。そこでの中心的な調査となっているのが企業年次調査 (EAE) である。

EAE はいくつかの省庁による共管調査として実施されており、INSEE がサービス業と商業を、産業省が製造業を、設備・計画・国土管理省が運輸業と建設業を、そして食品工業については農林省がそれぞれ調査を所管している〔⑥ p.1〕。

EAE では毎年 15～20 万企業が調査の対象となっているが、このうち大企業は全数、一方、中小規模企業については標本調査として実施されている。調査では企業の経理項目、雇用数、投資額といった諸項目が調べられている。さらに EAE では企業組織の再編に関する報告欄もあり、税務当局をはじめとした行政機関での把握単位である行政単位からは直接得ることのできない企業構造に関する情報の収集も行われている。その点で EAE は、各国がビジネス・レジスターにおける統計単位としての事業所を把握する目的で実施している企業構造調査としての性格も備えている。

EAE から得られるデータの中で最も重要なものの一つが、各企業の年間取引額の詳細な内訳情報である〔⑥ p.3〕。これは、SNA における経済部門別の取引額の推計に用いられるほか、企業の産業分類の決定にも使用される。EAE の結果データに基づき、当初割り振られていた NACE(より正確にはそのフランス版である NAF)による産業格付けが修正されるケースもある〔⑥ p.3〕。年間取引額はまた、標本抽出の際の層化変数や欠損データの補完といった様々な用途に使用されている特に重要な変数である。また、INSEE ではビジネス・レジスター統計の速報性向上のために月次データによる代替可能性を追求しているが、まだ検証作業の途上にある。このため、当面のところ EAE が与える年間取引額情報は欠かせない〔⑥ p.6〕。

EAE について、特に大企業からの回答が得られない場合、経済部門別のデータに及ぼす影響は無視できない。このため大企業データについては、税務記録情報によるレコード全体の補完が行われている〔⑤ p.2〕。一方、中小規模企業については EAE が標本調査として実施されているため、調査結果そのものから悉皆的なデータを得ることはできない。中小規模企業の場合、ウェイトの再割り当てや欠損項目の補定が行われている〔④ p.2〕。

調査に対する未回答については、それが廃業による統計単位そのものの消滅によるものか又は調査非協力によるものかは調査結果だけからは不明である。そこで INSEE では、未回答の実態をより正確に把握し調査精度を改善するために、年次よりも短い周期で使用できる税務データ

(intra-annual tax data)も積極的に活用してきた。そこでは、6ヶ月以上にわたって税務データが存在する企業については、非回答とみなして税務記録情報を用いて積極的にデータの補完が行われてきた〔⑤ p.2〕。ただし、使用する税務データの品質は必ずしも良好とはいえず、今のところこれらの短周期業務データによって EAE を代替できる状態ではない〔⑤ p.2〕。

(ii) 行政調査 (EAR)

SIRENE への登録は何よりも行政的強制という性格を持つことから、起業者にとって新規登録を行う実質的インセンティブが存在する。それに対して活動休止や廃業の場合、その届出を行う積極的誘因は存在しない。このため、有効な SIREN 番号や SIRET 番号を保有している企業や地域単位の中には、長期間にわたって活動を休止しているものやすでに廃業しているものも少なからず含まれる。企業あるいは地域単位(事業所)母集団を考える場合、こういった不活動単位の存在は、母集団情報と現実存在としての母集団との間での乖離を生み出す。

このため INSEE では、登録内容の質を点検し SIRENE の情報精度を改善する目的で、毎年 20 万の単位を選定して登録改善調査 (Enquêtes d'Amélioration du Répertoire: EAR) と呼ばれる行政調査 (administrative survey) を実施している。調査では、5 年間にわたって同じ計数が報告されている単位、1 年以上活動休止状態にある単位、事業活動を行い納税義務が発生していると思われるにもかかわらず税務記録や源泉徴収納付記録が存在しない単位、非活動であることを窺わせる複数の証拠のある単位といったものを中心に調査対象が選定される〔⑭ p.14〕。

EAR の調査事項は対象となる産業部門によって異なる。従って EAR の場合、統一調査票を用いた調査というよりは、例えば、文書(手紙)を送付することによって商業店舗にその売り場面積を照会するといったような調査方式が広く採用されている。この調査は、既存の登録情報から調査対象単位の活動の有無、所在地情報、主活動の産業分野等が転記、プレコードされ、その内容の現状確認を相手側に求める方式で実施される。

7. データの更新と保存

SIRENE が持つ主要変数について INSEE では、データの更新に際しての優先順位のルールを定めている。大企業については、企業を直接訪問することによって現状確認等の情報収集が適宜行われている。このような直接訪問による担当者からの聞き取り情報が最も優先度の高いものとして扱われている。しかし、この種の情報がない場合には、次いで優先度の高い情報として、税務当局から提供されるデータが用いられる〔④ p.2〕。また、統計の把握時点 (reference date) が多少異なる場合にも、暫定的にデータベースに格納しておき、その後、他の情報源からよりタイムリーなデータやより信頼のおけるデータが入手できた時点でそれを差し替えるという更新システムが採用されている。なお、データの更新に際しては、更新に係るメタデータとして、データが有効となった日、点検された日、処置された日、情報の源泉、そして可能である場合にはデータの精度、変更の履歴情報もデータベースに格納される。

SIRENE に格納されている企業名、所在地等のデータは、直近の 3 年分については年次ファイルからオンラインで直接検索することができる。それ以前の年次ファイルの収録変数については、閲覧に際して多少の作業は必要であるものの、1973 年分までは遡及可能な状態で保管されている。なお、CFE に廃業届が提出された法的単位のレコードは、年次ファイルから削除される。

8. 業種分類

行政記録は第一義的に行政目的で収集、作成される。このため、行政記録情報を統計に使用

する際には、行政上の基準に従って作成されたデータの定義を統計基準に調整する必要がしばしば発生する。フランスの場合も同様であり、財務省のデータをビジネス・レジスターに取り込む場合、税務当局が把握した税務上の業種分類を統計基準としての産業分類に改めて格付けし直す必要がある。

企業の産業格付けを巡っては、いくつかの問題が存在する。

第1の問題は、税務データに記載された産業格付けの精度が必ずしも高くないことである。なぜなら、その原情報となる税務申告書に記載された主活動産業分類コードはあくまでも申告者側の判断に基づいて記入されたものであり〔⑤ p.6〕、また徴税当局にとっても、その企業をどの産業部門に格付けするかは、徴税行為そのものとの関連では二次的関心事であるからである〔③ p.3〕。

第2の問題は、SIRENE 上の産業分類が統計目的での分類と性格に加えて公的コード (Public Code) という性格を持つことに起因する。このため、統計上の視点からだけで分類を変更したことで INSEE は思わぬ批判を受けることがある。例えば、今日、IBM、SONY、Philips といった企業の場合、それらの本業である事業活動内容の実態は製造業というよりむしろ商業として格付けする方がより適切ではないかと思われるような場合が少なくない。しかし、INSEE がかつて IBM の産業格付けを製造業から商業へと変更したところ、同社から苦情が寄せられたとのことである。また、例えば製造業を所管する官庁が、自らの所管部門の付加価値貢献度の低下を理由に企業の産業格付けの変更には抵抗を示すケースもある。このように、産業分類は純粋に統計の面だけでは割り切れない複雑な側面を持っている。

フランスでは、欧州共通の産業分類である欧州共同体における経済活動の統計的分類 (Nomenclature statistique des activités économiques dans la Communauté européenne: NACE) の 5 桁分類コードを自国用に修正したフランス活動分類 (Nomenclature des Activités Française: NAF)⁽¹¹⁾ コードを一般には使用している。なお INSEE では、企業識別番号 (SIREN) には主要活動分類 (activité principale exercée: APE)⁽¹²⁾ コードとして APEN を、また事業所識別番号 (SIRET) には APET と呼ばれる分類コードに従って活動分類情報を付与して SIRENE へのデータの格納を行っている。

INSEE では、雇用者数 20 人以上の企業については、格付け結果も含めた情報を当該企業とその関係企業に送付している。一方、20 人未満の小規模企業については、抽出率 5% で選択的に情報の送付は行われている。このため、企業の中には、INSEE からかなり長期間にわたりこの種の情報を受け取っていないケースもある。

またフランスでは同一企業から重複して納税申告が行われるケースもあることから、税務情報の中には重複が存在する〔⑥ p.3〕。これについては、SIRENE の更新業務担当者が、重複情報の点検、除去作業を行っている。

9. 企業グループレジスター (Enterprise Group Register: EGR)

徴税当局は、VAT 徴収業務の一環として地域単位のインボイス情報を把握している。このインボイス情報では、企業内取引も通常の市場取引と同じように把握される。従って、VAT 税制を採用している諸国では、それに伴う取引額の過大把握を実際の市場取引額とどのように調整するかが課題となる。また、EU 域内に複数の地域単位を持つ多国籍企業の場合、仮に取引実態に何ら変化がなくとも、単に新たに法的単位が追加されたことにより取引額総額が拡大するというケースもありうる。EU の各国統計機関が企業グループに注目しているのは、連結会計といった国際的な会計原則への移行といった制度的動機によるというよりは、むしろ VAT データから得られる取

引額情報に基づいて実際の取引実態を反映した数字を得るという統計的な動機によるものである。その意味では、SIRENE においても、多国籍企業の活動の実態に即した形でそれをいかに統計的に把握するかが課題とされており、他の EU 諸国の政府統計機関と同様、INSEE でも企業グループレジスターの構築に積極的に取り組んでいる〔⑤ p.3〕。このように、Eurostat が推進している企業グループレジスター（EGR）に対して EU 域内各国の統計機関が積極的に対応しているのには、単に Eurostat 側からの指示だけでなく、各国側の事情とも利害関心の点で整合的な要素があるように思われる⁽¹³⁾。

10. SIRENE の収録変数

(1) SIRENE の収録変数

SIRENE では、企業と事業所に関して、それぞれ表1に示したような変数データが格納されている。

表1 SIRENE の収録変数

	企業(法的単位)	事業所(地域単位)
識別データ	<ul style="list-style-type: none"> ・SIREN 識別番号 ・企業名、略称 ・所在地 ・電話番号 ・法的形態 ・自然人の性別、出生日、出生地 ・法的分類コード(200 項目分類) 	<ul style="list-style-type: none"> ・SIRET 識別番号 ・事業所の名称 ・電話番号 ・郵送用住所 ・創設年月 ・登録月 ・法的形態 ・地位(本社、本社以外) ・子会社か否か ・活動の所在地
経済分類データ	<ul style="list-style-type: none"> ・状態(活動、休眠、停止)、参照時点 ・有給職員の人数階級 ・NAFによる主要事業活動(更新の時点及び情報源) ・二次的事業活動 ・主要事業活動のタイプ ・単一活動指標 ・営利事業か否か ・前年末又はその後の有給職員数(更新の時点及び情報源) ・輸出額の金額階級 ・単一地域指標 ・取引額 ・経済的整合性指標 	<ul style="list-style-type: none"> ・状態(活動、休眠、停止) ・有給職員の人数階級(時点及び情報源) ・NAFによる主要事業活動(APET) ・二次的活動(大規模事業所) ・主要事業活動のタイプ ・営利事業か否か ・他の単位との関係指標 ・季節活動か否か ・その他の特定活動情報(特定の事業所) ・単一性コード ・レジスターでの更新情報

	<ul style="list-style-type: none"> ・レジスターでの更新情報 	
統計データ	<ul style="list-style-type: none"> ・起業、中断、再稼働の時点 ・他の統計的利用とのリンク情報(標本抽出等) ・関連するファイルの存在 ・公的部門とのリンク ・事業所の数 ・活動中の事業所の数 	<ul style="list-style-type: none"> ・起業、中断、再稼働の時点 ・以前の事業所 ・リンク情報 ・関連するファイル中の所在(行政ファイル、標本抽出ファイル、主要地域単位ファイル等)

出所:〔12〕 pp.6-7)他より作成

一方、公的部門に属する収録単位については、組織の再編に伴う変更履歴情報、中央省庁との関連情報、監督あるいは指導を受ける立場を示す支配・従属面でのリンク情報等が SIRENE には格納されている〔14〕 p.12〕。

(2)登録変数情報の更新

識別番号は、Liasses と呼ばれる行政情報を用いて更新される。産業分類コードの更新は、INSEE の担当部署が独自作業によってそれを行う。各地域単位の年末現在の従業員数の更新は、(Base Relationnelle Inter-Régionale de Données sur les Grands Établissements: BRIDGE と呼ばれる主要地域単位に関する地域間リレーショナルデータベースならびに (Déclarations Annuelles de Données Sociales: DADS という民間雇用主が提出する源泉徴収報告を情報源とする情報を用いて行われる。なお、これらの数字を企業について名寄せすることによって、企業の従業員数データが作成される。主業 (Activité Principale Exercée: APE) は、フランス産業分類 (NAF) に従い、企業において最大の付加価値を生産する事業の種類によって分類される。その分類のための基礎情報は、毎年 30 万企業を対象に実施される企業年次調査 (EAE) から得られる。売上高情報は企業統計統合システム (Système Unifié des Statistiques d'Entreprise: SUSE) から提供されるデータを用いて更新されるが、このデータは、把握時点に対して 2 年のタイムラグを持つことが知られている〔14〕 p.12〕。企業の法的形態 (Catégorie Juridique: CJ) は、資本構成、生産要素の所有、経済法による取扱区分によって約 200 に分類されている。その確認、更新作業は、CFE からの報告、税務記録 (FRP)、源泉徴収払込み記録 (CRAM、URSSAF) 等を統計調査結果や行政調査結果と照合させることで行われる〔14〕 pp.12-3〕。企業の活動状態にあるか否かについては法的活動状態と経済的活動状態の二重の視点から捉えられており、2桁のコードが付与されている。このうち統計では 2 桁目のコードによって活動の有無を表示している。この統計的活動状態は、月次データとして民間雇用主からの社会保険・家族給付納付金の徴収機関である URSSAF からの四半期要計報告 (Bordereau Récapitulatif des Cotisations: BRCs) と月次の VAT 報告 (CA3) によって常に点検されている〔14〕 p.13〕。

SIRENE は企業、事業所の所在地情報を保有している。このため、例えば検索サービスなどが提供しているアドレスマッチングを用いれば、個々の単位に対して容易にジオコード (緯度経度情報) を付与することができる。しかし、SIRENE では所在地の住所情報をデータベースの変数として格納することが義務づけられていることから、現在は所在地情報だけが収録されている。

フランスでは人口 2000 人以上のコミューンについては各街路に Rivoli コードが付与されてお

り、該当地域に所在する SIRENE の各地域単位は、地理情報として Rivoli コードを保有している。なお、この Rivoli コードは、公式土地登録(DGI)情報を用いて月次で更新されており〔⑭ p.13〕、INSEE では、所在地の地番や街路の名称などが変更された場合には、逐次 SIRENE にそれを反映させている。

ところで、INSEE の人口・社会統計局人口部では、2000-02 年に 1999 年人口センサスによって把握した住戸と各種施設の所在地住所、および SIRENE に収録されている地域単位の所在地をジオコード化して建物登録(Répertoire d'Immeubles Localisés: RIL)の整備を行った。同部が主として人口センサス用に維持、更新している RIL は、街路の両端点(始点と終点)の緯度経度情報を観測によって取得し、街路の両側に位置する各建物について、住所情報を参考に補間推計することでそれぞれ付与した⁽¹⁴⁾各建物に対応する緯度経度情報をすでに変数として持っている。ちなみに RIL には、住戸だけでなく、事業用建物のジオコードも格納されている〔⑮ p.111〕。このため、推計によるものとはいえ、現時点ですでに SIRENE は、必要な場合には企業や事業所の所在地情報を介することで RIL が保有する緯度経度情報とリンクできる状態にある。

11. プロファイリング

(1) INSEE でのプロファイリングの現状

ビジネス・レジスターを所管する登録・基盤・構造統計部(DRISS)の担当者によれば、INSEE がプロファイリング業務態勢の整備に着手したのは比較的最近のことであり、現在のところ 5 人前後の職員が大規模な多国籍企業を中心にプロファイリングの方法論の構築のためのノウハウを集めている段階であるとのことであった。なお、INSEE では、SIRENE の精度向上のために、プロファイリング業務を将来的には 100 人規模の態勢にまで拡充したいとの意向を持っている。

税務当局が提供する VAT 徴収関連のデータから取引月額情報が得られる。それらを半期分、年次分を合計したデータを作成することによって、EAE に非回答であった企業が休業(あるいは消滅)であるのか単なる未回答なのかを判別する判断資料とすることができる〔⑯ p.1〕。このように VAT データは、企業や地域単位の活動状況の現状確認(プロファイリング)に活用されている。

プロファイリングは企業を直接訪問することによっても行われている。2 年に一回程度のペースでプロファイラーが実地ヒアリングに出向くことで企業側の情報提供者との間で良好な人的信頼関係が構築でき、その後の企業側の対応がよりスムーズになることが経験的に立証されている。グループ企業の場合、グループ内で売上高などが重複して計上されているケースもある。その重複状況を解明するためにグループ企業の関係者に一堂に会してもらい、会議形式で INSEE 側のプロファイラーが聞き取りを行うこともある。

(2) 調査結果のビジネス・レジスターへの反映

SIRENE から作成されるファイルは、標本抽出のフレームとして使用されている。しかし、SIRENE をフレームとして実施した標本調査から得られた結果は、SIRENE データの更新には現状ではフィードバックされてはいない。

12. SIRENE の利用

本稿の冒頭でも指摘したように、20 世紀の終盤から今世紀の初頭にかけての 20 年前後の期間に各国の政府統計機関は、相次いでビジネス・レジスターの整備を行ってきた。統計の調査環境が悪化し回答率が低下する中で、いかにして母集団を反映した品質の保証された調査結果を確保するかという統計政策上の課題への対処がその背景にはあった。それは、ビジネス・レジスター

が担うことになる調査フレーム機能として具体化される。ビジネス・レジスターはまた、企業や事業所を統計単位としたデータベースとして、統計調査あるいは行政記録から得られる情報をマイクロレベルで統合するデータ構造を持つ。従って、ビジネス・レジスターに収録されたデータを用いることで、新たに調査を実施することなく独自の統計を作成することもできる。ビジネス・レジスター統計といわれる統計がそれである。この他にも、国によっては、統計に係る秘密保護要件と両立を図りつつ、ビジネス・レジスターから特別に編成されたデータベースの骨格情報、いわば社会的情報基盤として公開、利用されている。

フランスでも、現在、SIRENE データは、次のような様々な形で利用されている。

(1) 調査フレームとしての利用

ビジネス・レジスターとしての SIRENE の中心的な用途は、調査フレームとしての使用である。INSEE では、毎年 1 月現在で SIRENE から年次ファイルを作成している。この年次ファイルを元データとして年次企業調査の調整システムデータベース(Outil de Coordination des Enquêtes ANnuelles d'Entreprises: OCEAN)や年次事業所調査の調整システムデータベース(Outil de Coordination des Enquêtes ANnuelles d'Établissements: OCEAT)が作成され、その情報は企業や地域単位を対象としたサンプリングフレームとして使用されている。なお、これらのデータベースはもともと統計調査間の調整や報告者、特に小規模経営に対する報告負担の軽減を目的として作られた登録改善調査管理システム(Gestion des Enquêtes d'Amélioration du Répertoire: GESTEAR)をその前身として持つものであり、調査票の自動発送システム、回収追跡システム、督促、調査の進行指標の作成システム等を含んでいる〔14〕 p.14〕。

INSEE では、内部の調査実施部門、それに統計調査の実施を計画している他省庁のために標本の抽出サービスを行っている。その際に SIRENE は、企業等を対象とするサンプリングフレームとして、標本調査での抽出数の決定にも使用されている。特に、これまでの調査結果から経験的に回収率が低いとみられている産業部門などに対しては、INSEE は標本抽出の際により大きな標本数を割当てようとしている。

(2) 調査結果の補完

標本調査はビジネス・レジスターをフレームとして選定された計画標本について実施される。しかし、非回答の存在により、実際に得られる調査結果は、母集団分布に照らした場合、多かれ少なかれ偏りを持ったものとなる。ビジネス・レジスターの有用性は、このようなレコードベースでのデータの欠損に対して、補完機能を有する点にある。

INSEE では、SIRENE 情報を人口センサス、労働力調査での調査客体の状態把握や企業統計統合システム(Système Unifié des Statistiques d'Entreprise: SUSE)での主事業の把握の際の参照システムと使用しているほか、中小企業のデータ復元にビジネス・レジスターの分布情報を使用している。しかしながら、各統計単位の属性情報と調査によって本来把握されるべき計数値の間の関係は産業間でしばしば大きく異なる。このため、非回答標本レコードの補完に際しては、業種の特徴が考慮される必要がある。このような事情から INSEE では、SIRENE の更新にあたって、企業については APEN、また事業所については APET と呼ばれる主業分類コードによるそれぞれの活動の産業格付けに多大の資源を投入している。なお、月次の VAT データから上半期の取引合計額を求め、それを非回答標本のレコード補完に活用することも検討されている〔6〕 p.6〕。

調査客体から得られた回答の中にも、記入漏れ等によるデータの欠損値が含まれるケースがありうる。このような場合、多くの国ではビジネス・レジスターデータを用いて欠損データの保管を行っ

ている。INSEE では、このような欠損値を含む調査結果の補完には現在のところ税務データを使用しており、SIRENE データは用いられていない。

定期的実施される調査で、前回の数値あるいはそれまでの趨勢から大きく乖離した特異なデータまたは関連する変数との間で著しく整合性を欠く数値が報告される場合がある。INSEE ではこのような場合、取引額や雇用者数等に関して、月次あるいは四半期ベースで使用できる行政記録情報を参照情報として用いることで調査結果の確認を行っている〔⑤ p.4〕。

(3) ビジネス・レジスター統計の作成

SIRENE から作られる年次ファイルは、企業の構造分析用の情報としても活用される〔⑭ p.14〕。SIRENE から作成されるビジネス・レジスター統計については、まず 7 月に、少数の限定された事項についての結果提供がエコノミストに対して行われる。その後、10 月には Eurostat から NACE コードに準拠したビジネス構造統計 (Structural Business Statistics: SBS) の第一次速報の、また年末には第二次速報の提供が求められている。この他にも INSEE では、雇用者数階級別の年間給与額、労働時間等の統計を作成、公表している。

(4) 企業動態分析への利用

SIRENE から月次でレジスターの変化部分にあたるファイル DOCMODIF が作成される。この DOCMODIF 情報に基づいて企業動態分析用のファイル DEMO が作成される。ビジネス動態統計は INSEE から速報統計シリーズ J として毎月公表されており、新規開業の雇用への影響などいろいろな分析に利用されている〔⑭ p.14〕。

(5) SIRENE 基盤情報の行政利用

SIRENE が持つ登録基盤情報は、企業・団体登録、営利事業登録を管理する商工会議所、営利事業登録局、職人登録を管理する職人会議所、国民健康保険、退職補助基金、雇用保険、寄付金収集機関といった社会機関、労働監督官、銀行ネットワーク、健康社会保障団体や教育機関、それに納税者登録を維持している税務当局等に提供されている。こういった機関に対しては、SIRENE の収録情報に変更があり次第、最新の更新情報が INSEE から提供される。また、その報告を受けた機関から、関連する各行政機関に対してその情報が伝達される仕組みになっている〔⑭ p.9〕。(SIRENE 情報の流れについては【付属資料1】を参照)

INSEE から提供された SIRENE の基盤情報を、例えば税務当局では、申告所得額の検証、賃金に対する課税額の算定に使用している。この他にも年金受給資格の計算、労災事案の処理などにも SIRENE データは使用されている。さらに、行政機関では、それぞれが管理するレジスターを SIRENE に連動させることで収録単位の現状確認業務を SIRENE に委ね行政の効率化を図るとともに、行政組織間の情報伝達の容易化を図っている。

SIRENE による行政機関に対するサービスとして、SIRENE が有するレコード情報と行政機関が独自に保有する変数とを個別単位ベースでリンクすることも行われている。ナント市に設置されているコンピュータセンターでは、名称、所在地あるいは識別コード番号によるマッチングサービスを提供している。なお、確率マッチングによる結果については、利用機関はマッチング度を示す確率情報の提供も受けることができる〔⑭ p.15〕。さらに、SIRENE の保健事業所登録 (Register of Health Establishment: RHE) や非営利組織が保有する各種レジスターとのリンクも検討されている。

(6) その他への利用

SIRENE の登録番号情報は EU 域内での財貨・サービス取引の取引主体識別情報として使用されているほか、IBM や企業格付け会社であるフランス信用保険協会 (Société Française

d'Assurance Cr dit: SFAC)、それに VISA といった民間企業でも用いられている。

13. 情報セキュリティの確保措置

SIRENE から作成される年次ファイルと月次ファイルについては、行政記録に適用される秘密保護法規により第三者への提供は禁じられている〔⑭ p.14〕。

SIRENE の雇用者数データの主たる情報源となっているのは、社会保護庁から提供される社会保障年次報告 (DADS) であるが、INSEE 内でこのデータにアクセスできるのは、企業統計システム課 (System of Statistics on Enterprises: SSE) の統計職員の中でも特に政令で定められた者に限られる。また税務申告から得られる取引額データについても、SSE の統計職員だけがそのハンドリングに従事することができる。

SIRENE の情報は、その限定されたファイルだけが外部の利用者に対して提供されている。法的単位の識別番号には誰でもアクセスすることができ、また名前、誕生日、企業名、略称、業種等によって情報の検索も行うことができる。しかし、外部から一般にアクセスすることのできるデータには L1DIF という匿名化のためのフィルタがかけられている〔⑭ p.14〕。

SIRENE の情報の一部は民間企業に対しても有料提供されている。しかし、INSEE から外部に提供されているデータ (Transfer of Social Data: TSD) に記載されている雇用者情報は数値データではなく、階級表示されたカテゴリーデータである。INSEE では、企業による株式保有など企業相互の財務的関係を調査する目的で、財務関係調査 (Liaisons Financiers: LiFi) を実施している。しかしこの調査は、今後の統計予算の削減計画の影響で、2 年後をめどに税務記録に代替することで廃止される予定であるとのことである。INSEE は、限定された情報ではあるが、これまで SIRENE から作成したマイクロデータファイルを一定の条件下で分析目的用に提供してきた。LiFi が税務記録によって代替された場合、行政記録の使用に係る制約から、これまで一定の条件下で分析用に提供してきたマイクロデータを提供できなくなるという利用面での問題が発生しうることである。

14. SIRENE の新展開-RESANE

1973 年に導入された SIRENE は、1986 年に SIRENE2 に改訂された〔⑯ p.1〕。SIRENE2 は、その後5回にわたる改訂を経験し、その最終版は SIRENE2+と呼ばれている。INSEE では、2005 年に RESANE (Refonte des Statistiques Anuelles d'Entreprises) と呼ばれる SIRENE の新たな抜本改定プロジェクトに着手した。

この改訂プロジェクトの主な柱は、次の二点、すなわち、行政記録情報活用のシステム化の推進と統計単位としての企業グループ概念の導入がそれである。このうち前者に関しては、財務当局から INSEE に提供される経理情報、企業が社会保障関係機関に行う申告を情報源とする雇用者数や賃金報酬情報、そして貿易情報のデータ処理の改善が中心的課題とされている〔⑤ p.1〕。また、後者については、財務、研究開発、生産などを企業集団として把握することが、フランス統計情報審議会 (Conseil National de l'Information Statistique: CNIS) での検討テーマとなっている〔⑥ p.2〕。なおこの他に、SIRENE3 で新たにデータベースへの収録を検討する情報として、派遣やリースなど生産手段の提供元と実際の稼働場所情報、統計単位の交代情報、地域単位の移動、法的単位同士の財務上の関係やパートナーシップといったものがある。

Eurostat は、EC (EU) 規則あるいは『ビジネス・レジスター推奨マニュアル』〔②、⑩〕の策定などによって域内の先進事例を good practices として紹介しつつ各国の政府統計機関が整備する

ビジネス・レジスターの標準化に向けて様々な指導を行ってきた。INSEE ではこれらの要請のすべてに対して応じているわけではない。Eurostat の規則と SIRENE のバージョンとは必ずしも対応してはいない。RESANEによる第三世代SIRENE(SIRENE3)の導入は、Eurostatが勧告しているビジネス・レジスターの仕様への対応というわけでは必ずしもなく、報告情報のネット対応その他のデータ更新作業の自動化の推進による作業の効率化というあくまでも INSEE 側の主体的取組によるものである。

また、SIRENE の見直しは、フランスにおける経済統計体系(Système de Statistiques Economiques: SSE)の枠組みの在り方と深く結びついている。拡大する統計ニーズへの対応⁽¹⁵⁾とSIRENEの維持・管理経費の削減が、INSEEがSIRENE3の導入に踏み切った直接的契機である。その内容面での特徴としては、大企業と大規模事業所(地域単位)の月次、四半期、年次データについて、それぞれデータの信頼性の点検、向上がある。

SIRENE3 の下位システムとして、研究・分析および企業動態のための方法とレジスター(Outils et Répertoires pour l'Etude, l'Analyse et la Démographie des Entreprises: OREADE)と呼ばれている計画がある。なお、事業所(地域単位)と企業(法的単位)の雇用者情報をSIRENEに提供する生産システムの地方知識(Connaissance Local de l'Appareil Productif: CLAP)と企業(法的単位)の主要活動情報を提供する年次調査の調整システム(OCEAN)はすでに稼働中である。またSIRENE3では、データベースソフトとしてOLACLE(アーキテクチャー3)の導入が計画されている。

むすび

フランスでは、CFEを窓口とする登録情報が、ビジネス・レジスターにおける単位の基盤情報となっている。登録の受理後にINSEEが付与する識別番号は、税務当局や社会機関と呼ばれる労働・社会保障関係機関への申告(報告)書類にはもとより、企業・事業所間取引書類や金融機関からの融資申請文書等への必須記載項目となっている。その意味でこの番号は、事業活動を展開する上での基盤情報的性格を持つ。

フランスのビジネス・レジスター(SIRENE)がこのような行政的・制度的強制力を持つ識別番号をデータベースの骨格情報に持つことは、そのカバレッジの質を担保するものである。その半面でこのようなSIRENEの行政システムとしての特性は、統計システムとしてのビジネス・レジスターの性格を逆に制約することにもなる。

登録単位である法的単位と統計単位としての企業や事業所概念との間には、部分的な非整合性が存在する。企業登記情報あるいは納税者登録を基盤情報としてビジネス・レジスターを構築している他の多くの国でも、行政記録情報だけからは得られないレジスターにとっての必須情報あるいは産業分類等の格付けの調整のために、プロファイリングと呼ばれる確認作業がデータベースの維持、更新の中心的業務となっている。

フランスも例外ではなく、法的単位と企業、それに地域単位と事業所という行政単位と統計単位とは、概念として完全に整合的ではない。本文で紹介したような訴訟事案にも象徴されるように、SIRENEがビジネス・レジスターという統計レジスターであると同時に行政レジスターであるといういわばもろ刃の剣的性格を持つことから、SIRENEを純粋に統計システムとして運用するには様々な障害が存在する。この点が、INSEEにとっての最大の懸案事項でもある。SIRENEが本来的に有する行政レジスター的特性とどのように折り合いをつけ、ビジネス・レジスターとしての自立的展開に向けてどのような道筋をつけるかが課題とされる。そのような意味から、今後のINSEE

での取り組みに注目したい。

〔注〕

(1)初期の SIRENE での登録変数は、自営業については業主の氏名、出生年月日、出生の場所、また企業については、企業の名称、略称、法的形態、登記事務所名、事業開始年、停止年、事業開始の理由といったものであった〔14 p.7〕。

(2) Déclaration de création d'une entreprise(様式番号 11676*01)、Déclaration de création d'une société ou autre personne morale(様式番号 13959*03)、Déclaration de création d'une entreprise agricole(様式番号 11922*03)

(3)この登録番号は、企業が使用する文書への印字が求められており、広告や政府機関との連絡文書においてもそれを使用しなければならない〔14 p.9〕。

(4)フランスは以下のような地域区分を持ち、それぞれに INSEE の地域事務所(Direction Régionale: DR)が配置されている。

Alsace, Aquitaine, Auvergne, Bourgogne, Bretagne, Centre, Champagne-Ardenne, Corse, Franche-Comté, Ile-de-France, Languedoc-Roussillon, Limousin, Lorraine, Midi-Pyrénées, Nord-Pas-de-Calais, Basse-Normandie, Haute-Normandie, Pays de la Loire, Picardie, Poitou-Charentes, Provence-Alpes—Côte d'Azur, Rhône-Alpes
なお、この他に Basse-Normandie には、産業統計拠点統計調査センター(Pôle Statistiques Industrielles, Centre d'Enquêtes Statistiques)が配置されている。

(5)INSEE でインタビューを行った際の担当官の説明によれば、フランスの農民は保守的で、政令の施行から 10 年以上経った現在でも、統一識別番号制度に従っていないとのことであった。なお、INSEE では、2012 年農林業センサスを契機に、農業についてもこの統一識別番号体系に載せたいとの意向を持っている。

(6)自然人の番号の付番方法について、〔1 p.30〕に次のような例示が掲げられている。

個人営業主の Dupont 氏は SIREN として、353 072 434 を取得

同氏は、この SIRET の下に事業所を持つ。

353 072 434(SIRET) 00073(NIC)

第 2 の事業所を取得

353 072 434(SIRET) 00085(NIC)

Dupont 氏は最初の事業を Durand 女史に売却。同女史は、新たな SIREN を取得

830 031 023(SIRET)

その結果、Dupont が所有していた最初の事業所 353 072 434(SIRET) 00073(NIC)

は、新たに Durand 女史の所有となり、830 031 023(SIRET) 00021(NIC)

という登録番号を持つことになる。

(7)統計調査への非回答あるいは照会業務の結果としての活動記録データに基づき、INSEE はある事業者を統計単位としては活動停止状態にあるとして SIRENE での登録閉鎖を措置した。その後、登録番号が無効とされたことにより正規の活動事業者として取り扱われなくなったことから損害を受けたとして、逸失した機会費用に対する補償を求める原告から INSEE が提訴された。

(8)社会保障規則第 R243-14 条ならびに国税法第 87-240 条および第 51-711 条による提出義務がある〔13 p.1〕。

(9) 第7条第2項

経済担当大臣が、国家統計情報審議会の意見を聴いて要請した場合には、これに反する、法律の規定がない限り、性的生活に関するデータを除く自然人に関する情報、法人に関する情報であって、自らの権限内で又は行政機関、公法上の法人若しくは公共部門を管理する私法上の法人によって収集される情報は、専ら統計作成のみを目的として、国立統計経済研究所、又は政府の各統計部局に譲渡されるものとする。(2005年4月7日付政令第2005-333号第29条により修正:2005年4月9日付官報)

(10) 2011年9月にヒアリング調査を実施したフィンランド統計局のビジネス・レジスター担当部門においても事情は同様である。行政記録情報からだけではEurostatに提出する速報の作成が期限内にできないことから、同局でも独自に統計調査を実施することで、速報の取りまとめに必要な情報の収集を行っている。

(11) NAFは通常のNACEに比べて、ワインやチーズといったこの国の特産品製造部門についてより詳細な分類区分を持つ独特なコードとなっている。ちなみに、NACEのスペイン版であるCNAEでは、同国の産業特性を反映してオリーブ油など食用油の生産部門が細分化されている。

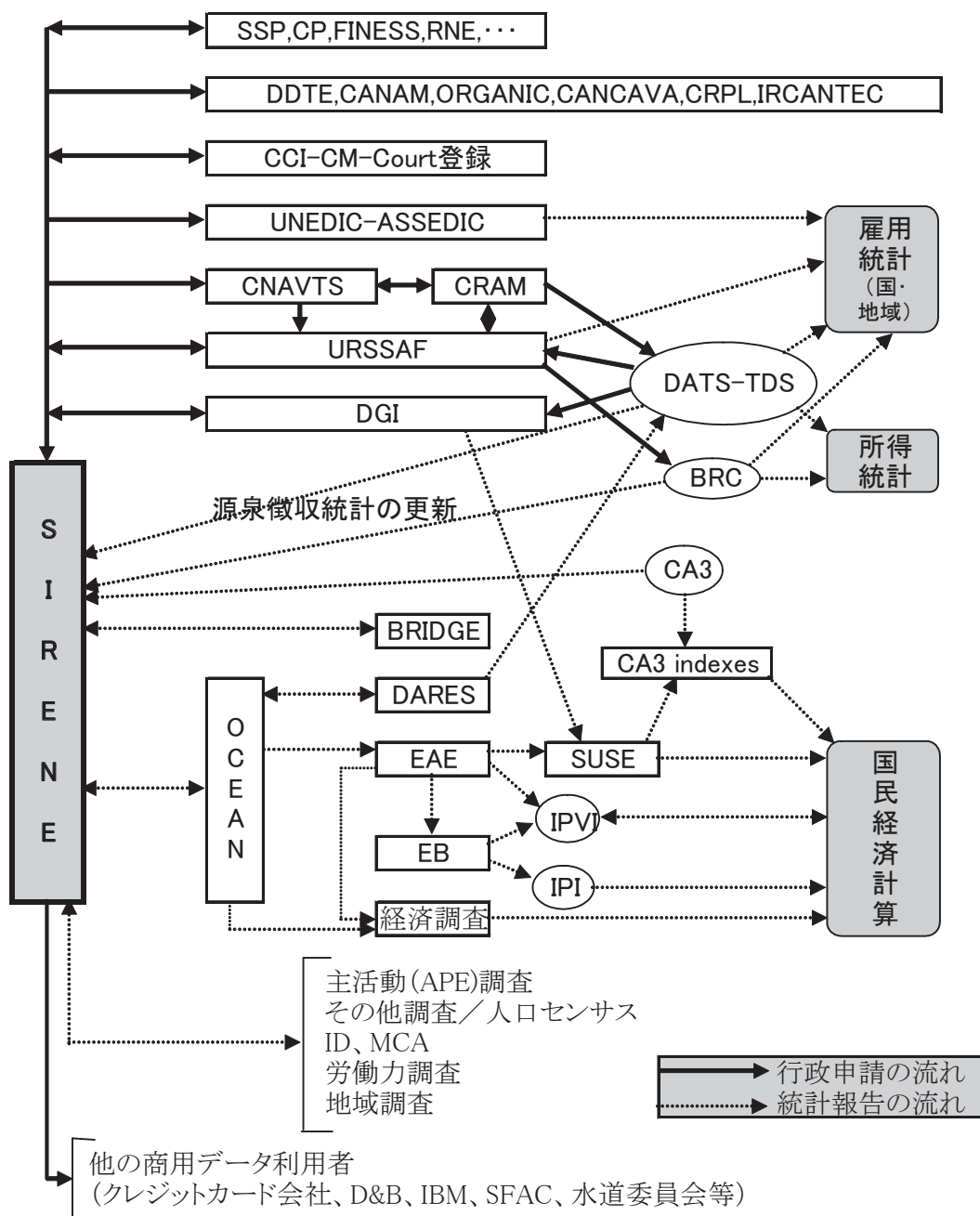
(12) かつては、企業主業コード(Activité Principale de l'Entreprise: APE)という呼称で呼ばれていた。なおINSEEでは、2008年1月8日からは、各企業と団体について、欧州活動分類(Nomenclature d'activités européenne: NACE)の4桁分類とこの主業コードを対応づけるようにしている〔⑩ p.2〕。

(13) EGRによる海外子会社も含めたグループ企業の把握は、国際収支統計や直接投資統計の作成という統計目的だけでなく、金融グループのリスク評価、さらには信用リスクの国際的波及を見る上で重要な情報を提供しうる。このため、現在、欧州を中心に各国の中央銀行さらには欧州中央銀行では金融面を中心に企業グループの把握の試みが行われている。また、この金融面での企業グループの把握は、Eurostatが推進しているEGR整備プロジェクトとの連携も模索されている。

(14) カナダ統計局においても、同様の方法で住所登録(address register: AR)に緯度経度情報の付与を行っている。

(15) SIRENE2では商業目的での使用は想定されておらず、また、経済統計体系に関連して情報システムの改善を行いたいと考えていた省庁も新たなSIRENEの展開に大きな関心を寄せていた。

統計・行政申請におけるSIRENE識別番号の伝達



【脚注】図中の略号等一覧

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| APE(主要経済活動) | CANCAVA(小規模職工国民老齢保険基金) |
| ASSEDIC(雇用保険を所管する UNEDIC 傘下の機関) | CCI(商業・工業会議所) |
| BRC(雇用主負担社会保険料(四半期処理)) | CM(美術工芸会議所) |
| BRIDGE(主要事業所地域間データベース) | CNAVTS(賃金雇用者国民老齢保険基金) |
| CA3(付加価値税月次報告) | CP(公共部門会計機関) |

CRAM(地域傷病保険基金)	助年金基金)
CRPL(自営専門業者地域傷病保険基金)	MCA(自動データマッチング)
D&B(Dan and Bradstreet 社)	OCEAN(企業年次調査調整方法)
DADS(民間雇用主の賃金データ年次報告)	ORGANIC(工業・商業の全国独立連合組織)
DARES(労働省研究分析統計局)	RNE(全国教育機関登録)
DDTEFP(労働雇用職業訓練の局クラスのエンジェンシー組織)	SFAC(フランスの信用格付企業)
DGI(国税局)	SUSE(企業統計統合システム)
EAE(企業年次調査)	TDS(賃金データの送付)
EB(特定産業調査)	UNEDIC(民間雇用主からの失業保険料の徴収・保険金支払い機関)
FINESS(全国保健・社会サービス施設登録)	URSSAF(民間雇用主からの社会保険・家族手当保険料徴収機関)
IPI(工業生産指数)	
IPVI(生産者価格指数)	
IRCANTEC(中央・地方政府非常勤職員補	

【参考文献】

- ① INSEE,(1988) *Les Sources Statistiques sur les Entreprises*, les collections de l'Insee, Entreprise, E117
- ② Eurostat,(2003) *Business registers Recommendation manual* (2003 edition)「ビジネス・レジスター勧告マニュアル2003－用語と方法－」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No.104(2009年10月)
- ③ Nicole Chazelas and Hugues Picard, (2004) Inter-departmental identification of enterprises and local units - New advances with SIRENE 3, *Courrier des statistiques*, English series no. 10
- ④ Philippe Brion,(2005) "The Contribution of Different Ways of Dealing with Non-responses in French Business Surveys", paper submitted at the Work Session on Statistical Data Editing, (Conference of UN Statistical Commission, Economic Commission for Europe and European Statisticians), Ottawa, Canada, 16-18 May 2005
- ⑤ Philippe Brion,(2006) "Redesigning French Structural Business Statistics using Administrative Data: Principles and First Results of Methodological Studies", *Proceedings of Q2006, European Conference on Quality in Survey Statistics*.
- ⑥ Philippe Brion,(2007) "Redesigning the French structural business statistics, using more administrative data", *Proceedings of the third International Conference on Establishment Surveys*, Montreal.
- ⑦ Philippe Brion,(2008) "The Future System of French Structural Business Statistics: the Role of the Estimates", paper submitted at the Work Session on Statistical Data Editing, (Conference of UN Statistical Commission, Economic Commission for Europe and European Statisticians), Vienna, Austria, 21-23 April 2008.
- ⑧ Philippe Brion and Emmanuel GROS,(2009) "Methodological Issues Related to the Reengineering of the French Structural Business Statistics", *EESW09*, September

2009

⑨Philippe Brion,(2009) ”The Implementation of the New System of French Structural Business Statistics”, invited paper for the Work Session on Statistical Data Editing, (Conference of UN Statistical Commission, Economic Commission for Europe and European Statisticians), Neuchâtel, Switzerland, 507 October 2009.

⑩”Le cumul d’activités dans les secteurs artistiques: modalités et consequences,” *Journée d’information juridique du 2 décembre 2009.*

⑪Eurostat,(2010)*Business registers Recommendation manual* (2010 edition)

⑫Structural Business Statistics Methodology <France>

(http://ec.europa.eu/eurostat/ramon/nat_methods/SBS/SBS_Meth_FR.pdf)

⑬INSEE, Definitions and methods-Annual Declaration of Social data/DADS

(<http://www.insee.fr/en/methodes/default.asp?page=definitions/dec-ann-don-soc.htm>)

⑭Catherine Bernard, The SIRENE directory. (http://www.insee.fr/en/ffc/docs_ffc/cs75c.pdf)

⑮西村善博(2009)「フランスの新人口センサスにおける建物登録簿(RIL)の意義と課題」『経済論集』熊本学園大学 第15巻 第3・4合併号

⑯西村善博(2010)「フランスの1980年代における企業統計の展開とビジネス・レジスター」『統計研究参考資料』No.110、法政大学日本統計研究所(訳者まえがき、①の抄訳)

〔謝辞〕

本稿は、2010.2.14 と 2010.9.3 にフランス国立統計経済研究所(INSEE)に行ったインタビュー記録を基にしている。当日、Philippe Brion(企業統計局登録・基盤・構造統計部長)、Claire Plateau(同部長代理)、François Clanché(人口・社会統計局人口部主任)両氏には、インフォーマントとして貴重な情報提供をいただいた。また、本稿末に掲げた申告書の翻訳に当っては、宮川知子氏に大変お世話になった。上記の訳者注も同氏によるものである。この場を借りてお礼を申し述べたい。

企業設立申告書

企業手続センター(OFE)専用 MGUIDBEFKT

個人用

申告番号
受理日
締落日

1 給与生活者以外の活動をしたことがありますか。□はい □いいえ □いいえ はいの場合は証明番号をお書きください。

申告を簡潔にするために以下の説明を参照して下さい。

1.2.8.10.12.13.15.16.17.19.20は必ずお答えください。状況に応じて、3.4.5.5bis.6.7.9.11.14.16bis.18にお答えください。
共同経営の場合は、13.17には何も記入しないでください。これらの情報は、Fの書式、共同経営の申告書で申告していただくものです。

個人に関する申告事項

2 **出生名**
通称(使用の姓) _____ ペンネーム _____
名前 _____
国籍 _____ 性別 男 女
生年月日 _____ 県 _____ 自治体/国名 _____
住所 番地、ビル名までご記入ください。
郵便番号 _____ 自治体/国名 _____
露天商 行政上の繋がりのある自治体: _____ 自治体名 _____
自治体番号 _____ 郵便番号 _____

3 **企業設立者および関係者のための失業手当(ACCORE)**
 この申告とともにACCOREも提出する場合は、専用の用紙にご記入ください。

事業所および活動に関する申告

8 **企業所在地** 9枚にご記入ください。 { あなたが活動している事業所 自宅
10枚にご記入ください。 商取引の本拠地の事業所内

9 **事業所在地** 番地、ビル名、階、号までご記入ください。

郵便番号 _____ 自治体 _____
取扱金融機関: 識別番号 _____
取扱金融機関名 _____

10 **事業活動開始日** _____ / _____ / _____
事業活動 恒常的 季節的 / 非定住(行商および露天商)
事業活動の内容 _____

それらの商業活動の中で最も重要なもの
それに関して、以下の選択肢から1つだけ選んで下さい。
職種:
 小売販売 輸送 サービス 輸出
 卸売りおよび中間商人、仲買人 製造、生産
 配線、取り付け 修理 建築土木
 採掘 その他

活動の場所:
 店舗(面積: _____ m²) 事務所 市場
 顧客相手 工場 アトリエ 倉庫
 作業場 炭鉱、採石場 その他 _____

11 **商業名** _____
営業種 _____

申告者にはこの書式の提出先の機関において自らの申告事項にアクセスし訂正する権利が与えられている。

8 EU加盟国出身の行商人 郵便番号と主たる市場のある自治体名をご記入ください。

12 **営業種、資金の出所**
 開業 そのまま13番にご記入ください。
 購入、分割、競売 委任経営
 代理経営 その他 _____

以前の執行者: 証明番号 _____ 名前 _____
出生名/名称 _____
通称 _____ 名前 _____

代理経営もしくは委任経営:
契約日: 開始日 _____ 終了日 _____
暗黙の更新による更新 はい いいえ

営業財産質貸借(*1)および営業財産委任者:
出生名/名称 _____ 名前 _____
通称 _____ 住所/拠点 _____
郵便番号 _____ 自治体 _____

委任経営者:
委任証明番号 _____ 登録文書課
発行日 _____

購入、分割、競売: 告知紙面(家内営業権および譲渡の枠内の購入は除く)
掲載紙名 _____

13 **給与生活者の職員:** □はい □いいえ 人数: _____ 内 _____ 見習い _____ 出張代理販売員(*2)
給与生活者を雇用している □はい □いいえ

経営に関わるその他の人員の申告

14 配偶者もしくは連帯市民協約PACS協定を結んだ事業協力者
 出生名 _____ 通称(使用の姓) _____ 名前 _____
 国籍 _____ 生年月日 _____ 県 _____ 自治体/国 _____
 15 事業所責任者 共有者
 出生名 _____ 通称(使用の姓) _____ 名前 _____
 現住所 _____ 郵便番号 _____ 自治体 _____ 国籍 _____
 事業所責任者: 生年月日 _____ 県 _____ 自治体 _____ 国籍 _____

社会に関する申告

16 情報については、厳重に秘密が守られ、担当社会行政機関にだけ渡りません。
 社会保障番号 _____ あなたの配偶者は、個人で強制健康保険制度に加入していますか。 はい いいえ
 配偶者もしくは連帯市民協約PACS協定を結んだ事業協力者の社会保障番号 _____ 有効期限 _____
 外国人(EU加盟国出身者以外): 滞在許可証番号 _____ 発行 _____ 有効期限 _____
 健康保険一現行制度: 一般制度 農業従事者用 給与生活者でも農業従事者でもない その他 _____
 給与生活者でない労働者の健康保険の選択 _____ 番号 _____ 農業制度に属する活動: 農業共済組合 農業従事者医療保険組合
 過去に給与生活者でない活動をしていた場合、その内容を明記して下さい。 _____ 県 _____ 自治体 _____ 活動中断日 _____
 同時に 給与生活者 農業給与生活者 リアア/年金生活者 その他 _____ 海外であれば国名 _____

申請者の健康保険を受けることを望む人

出生名および名	強制社会保障番号 (あるいは、出生日、出生場所、性別)	続柄	義務教育児 有 無	国籍	18歳以上の外国人 (EU出身者を除く) 滞在許可証番号	発行	有効期限

16 BIS オプション 簡易マイクロソーシヤル制度 はい いいえ はいの場合、会費の支払い方法 四半期払 月払

適用税制

17 商工業益(*3) マイクロ(*3) 申告不要の振込 (このオプションは、マイクロファイiscal 付加価値税 Franchise en base
 制度やマイクロソーシヤル制度を選択する場合は、実効期は利用できません。) リールシンプリアイエ(Réel simplifié)
 リールシンプリアイエ(Réel simplifié) ミニール(Mini-réel) リールノーマル(Réel normal)
 リールノーマル(Réel normal) 課税対象となる場合は付加価値税の義務が生じる
 年間申告登録のオプション 年間4000ユーロより付加価値税の見込みが少なかった場合は、四半期ごとの申告登録のオプション
 会計検査終了日 (日、月) _____

補充情報

18 所見 _____
 19 通信住所 住所記載欄の番号 _____ その他 _____ 郵便番号 _____ 自治体 _____ 電話 _____
 Fax/メール _____

20 この書類は、RCSまたは職業登録簿(RM)での登録番号申請となります。万一の場合はREBやRSEIRLです。税務、社会保障組織、国立統計経済研究所の申告が必要であり、場合によっては、労働立入検査が行われます。悪意により不完全または虚偽の申告をした場合は、実効期および禁固に処せられることがあります。
 申告者 2.と同様 代理人 委任状とともに、姓、名/名称、住所
 ここに記した情報が間違いないことを証明致します。 _____ 申告番号 _____
 記入場所 _____ 日付 _____ 署名 _____
 PEIRLの書類 はい いいえ
 ACCREの書類 はい いいえ
 別紙枚数P0: _____ 各様式にそれぞれ署名

企業設立申告書

企業手続センター(OFE)専用 MGUIDBEFKT

個人用

申告番号
申告書号

1 給与生活者以外の活動をしたことがありますか。□はい □いいえ □いいえ はいの場合は証明番号をお書きください。

申告を簡潔にするために以下の説明を参照して下さい。

1.2.8.10.12.13.15.16.17.19.20は必ずお答えください。状況に応じて、3.4.5.5bis.6.7.9.11.14.16bis.18にお答えください。
共同経営の場合は、13.17には何も記入しないでください。これらの情報は、Fの書式、共同経営の申告書で申告していただくものです。

個人に関する申告事項

2 **出生名**
通称(使用の姓) _____ ペンネーム _____
名前 _____
性別 男 女
国籍 _____ 自治体/国名 _____
生年月日 _____ 県 _____ 自治体/国名 _____
住所 番地、ビル名までご記入ください。
郵便番号 _____ 自治体/国名 _____
電話番号 _____ 行政上の繋がりのある自治体: _____ 自治体名 _____
自治体番号 _____ 郵便番号 _____

3 **企業設立者および再開者のための失業手当(ACCRE)**
 この申告とともにACCREも提出する場合は、専用の用紙にご記入ください。

4 **企業で働いている配偶者もしくは連帯市民協約PACSの契約を結んだパートナーの身分**
 配偶者もしくは連帯市民協約PACSの契約を結んだ事業協力者(14に記入)
 配偶者もしくは連帯市民協約PACSの契約を結んだ給与生活者
5 **不動産の差し押さえ禁止の申告**
 差し押さえが記載されたものもしくは土地台帳の申告
6 **有限責任の個人事業主**
BIS 初期の財産の充当の申告: 差し込みページPEIRL CMBIにご記入ください。
7 **EU内でのその他の事業所**
その他の事業所について差し込みページ'PO'にご記入ください。

8 **企業所在地**
9枚にご記入ください。 あなたが活動している事業所 自宅
 商取引の本拠地の事業所内 10枚にご記入ください。

9 **事業所所在地**
番地、ビル名、階、号までご記入ください。
郵便番号 _____ 自治体 _____
取扱金融機関: 識別番号 _____
取扱金融機関名 _____

10 **事業活動開始日**
事業活動 恒常的 季節的 / 非定住(行商および露天商)
事業活動の内容 _____

11 **商業名**
営業種名 _____

12 **営業種、資金の出所**
 開業 そのまま13番にご記入ください。
 購入、分割、競売 委任経営
 代理経営 その他
以前の執行者: 証明番号 _____
出生名/名称 _____ 名前 _____
通称 _____
代理経営もしくは委託経営:
契約日: 開始日 _____ 終了日 _____
暗黙の更新による更改 はい いいえ
営業財産質貸借(*1)および営業財産委任者:
出生名/名称 _____ 名前 _____
通称 _____
住居/拠点 _____ 自治体 _____
郵便番号 _____
委任経営者: _____
委任証明番号 _____
登録文書課 _____
購入、分割、競売: 告知紙面(家内営業権および譲渡の枠内の購入は除く)
掲載紙名 _____ 発行日 _____

13 _____

申告者にはこの書式の提出先の機関において自らの申告事項にアクセスし訂正する権利が与えられている。

経営に関わるその他の人員の申告

14 配偶者もしくは通帯市民協約PAGS協定を結んだ事業協力者

出生名 _____ 通称(使用の姓) _____ 名前 _____
 国籍 _____ 生年月日 | | | | | 県 | | | | | 自治体/国 _____
 自治体 _____

15 事業所責任者 共有者

出生名 _____ 通称(使用の姓) _____ 名前 _____
 現住所 _____ 郵便番号 | | | | | 自治体/国 _____ 国籍 _____
 事業所責任者 生年月日 | | | | | 県 | | | | | 自治体/国 _____

社会に関する申告

情報については厳重に秘密が守られ、担当社会行政機関にだけしか渡りません。

16 _____

16 BI _____

通用税制

17 _____

補完情報

18 **所見:** _____

19 **通信住所** 住所記載欄の番号 _____ その他 _____ 郵便番号 | | | | | 自治体 _____
 電話 _____ 電話 _____
 Fax/メール _____

20 この書類は、RGSまたは職業登録簿(RM)での登録番号申請となります。万が一の場合はREBやRSEIRLです。税務、社会保障組織、国立統計経済研究所の申告が必要であり、場合によっては、労働立入検査が行われます。悪意により不完全または虚偽の申告をした場合は、実刑および禁固に処せられることがあります。

申告者 2.と同様
 代理人 委任状とともに。
 姓、名/名称、住所 _____

ここに記した情報が間違いないことを証明致します。
 記入場所 _____ 日付 _____
 PEIRLの書類 はい いいえ
 ACCREの書類 はい いいえ
 別紙枚数P0': _____

申告番号 _____
署名 _____

各様式にそれぞれ署名

適用される。イル・自由に関する1978年1月6日改正法律第78の17は、この申告票に対する個人の回答に

[訳者注]

(※1) 営業財産または産業施設を所有または経営する者か “その全部または一部を経営者(gérant)に託し、経営者か “この財産を自己の危険負担で “使用料を支払って経営する契約。経営を託した会社は賃料を受け取るか “、営業財産の経営には干渉できない。

(※2) 特別なステータスで資格を登録しているセールスパーソン。給与制の販売仲介者 て “あり、1 社あるいは複数の会社と契約して、特定の担当地域で “顧客を訪問する。

(※3) フランスには実益に対する課税に関して、企業の総売上高に応じてréel simplifiéとréel normalなどいくつかのタイプの制度がある。

BIC (Bénéfices Industriels et Commerciaux): 商工業益 税務上の計算のために使用 (対BNC非商業益 Bénéfices Non Commerciaux)

Micro: 総売上高が少額の企業に適用される税法

Réel simplifié: 企業の総売上高に応じて、税務上の義務が軽減される (simplifié)

Réel normal : 通常の税法が適用

Franchise en base: 零細企業 (前年度総売上高に応じる) に対する税負担削減のための税免除制度

Mini-Réel : 総売上高に応じた税制の種類。通常制度の特別パターン

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
5	人口動態統計における交通事故死亡統計の特徴について	2000.05
6	Trends in U.S. Working Hours since the 1970s	2001.07
7	わが国における外国人の国籍別出生率について	2001.09
8	東京の消費構造－東京都生計分析調査	2002.10
9	Wide Variations in Statistics Data Sets on the Same Subjects－Reconsidering the Report of the Indian National Statistical Commission	2003.12
10	日中1995年産業別購買力平価の推計	2004.04
11	日本における「統計法」の成立	2005.06
12	「統計法」と法の目的	2005.07
13	諸外国におけるマイクロデータ関連法規の整備状況とデータ提供の現状	2005.09
14	統計に係る個人情報の秘密保護について	2006.08
15	若年層における雇用状況と就業形態の動向－『就業構造基本調査』のマイクロデータによる実証分析	2006.12
16	社会生活行動から見た若年層の不安定就業化・無業化の分析	2008.03
17	国勢調査による従業地把握の展開と従業地別就業データの意義	2009.06
18	無償労働の評価と世帯生産サテライト勘定	2009.10
19	エンゲルとザクセン王国統計	2009.12
20	第一次統計基本計画と政府統計の直面する課題	2010.01
21	エンゲルとプロイセン統計改革	2010.02
22	エンゲルと1875年ドイツ帝国営業調査	2010.03
23	調査形態論再論	2011.03
24	統計を規定する諸要因との関連から見た時空間個体データベースの可能性について	2011.04
25	位置情報を用いた調査票情報の情報価値の拡張とその分析的意義について	2011.06
26	ジオコード情報の活用による統計の把握精度改善の試み	2011.09
27	統計的マッチングによる疑似パネルデータの作成と精度検証	2011.11
28	駿河国人別調沼津・原政表再論	2012.01
29	ザクセン王国統計協会(1831-50年)	2012.01
30	ザクセン王国における初期人口・営業統計	2012.02
31	フィンランドのビジネス・レジスター	2012.03
32	エンゲルのザクセン王国統計局退陣をめぐって	2012.04

オケージョナル・ペーパー No.33

2012年5月30日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美

